

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年9月21日

三朝町長 吉田 秀光

平成12年9月29日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

<p>鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約</p> <p>鳥取中部ふるさと広域連合規約(平成10年鳥取県指令市振3第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第12号中「鳥取県知事から委任を受けた」を「鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)により広域連合が処理することとされた」に改め、同号イ中「受理」を「受理等」に改める。</p> <p>第5条第12号中「鳥取県知事から委任を受けた」を「鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により広域連合が処理することとされた」に改め、同号イ中「受理」を「受理等」に改める。</p>	<p>審 議 費</p>
---	----------------------

管 理 費	議会費及び総務費	倉吉市 51% 町 村 49% (各町村の負担は、前年度における管理費のうち旧伝染病予防法による伝染病隔離病舎の建設に係る起債の償還に要する経費、ごみ処理費、し尿処理費、火葬場費、交通災害共済事業費(特別会計)、固定資産評価審査費、滞納整理費、休日急患診療所及び病院群輪番制病院運営費並びに介護認定審査費の負担金総額による負担割合とする。)
	旧伝染病予防法による伝染病隔離病舎の建設に係る起債の償還に要する経費	人口割 (最近の国勢調査人口による負担割合)

を

管 理 費	議会費及び総務費	倉吉市 51% 町 村 49% (各町村の負担は、前年度におけるごみ処理費、し尿処理費、火葬場費、交通災害共済事業費(特別会計)、固定資産評価審査費、滞納整理費、休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営費並びに介護認定審査費の負担金総額による負担割合とする。)
-------------	----------	--

に改め、同表固定資産評価審査費の部及び休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営費の部中「のうち議会費及び総務費」を削る。

附 則

- 1 この規約は、鳥取県知事の許可の日から施行する。
- 2 この規約による改正後の第4条第12号及び第5条第12号の規定は、平成12年4月1日から適用する。